



第216回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2024年6月25日（火曜日）午前10時

開催場所

岡山県倉敷市本町7番2号

倉敷アイビースクエア

末尾記載の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。

議決権行使期限

2024年6月24日(月曜日)午後6時まで

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

証券コード 3106

倉敷紡績株式会社

決議事項

- 第1号議案 第216期剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
7名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役
4名選任の件

<第216回定時株主総会 事後動画配信のご案内>

本定時株主総会当日の報告事項等の内容につきましては、株主総会終了後、準備が整い次第、以下の当社ウェブサイトにて一定期間配信させていただきます。詳細は本招集ご通知6頁をご参照ください。

当社ウェブサイト
<https://www.kurabo.co.jp/ir/shareholdersmeeting/>



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/3106/>



証券コード3106

2024年6月7日

株 主 各 位

岡山県倉敷市本町7番1号
(大阪本社 大阪市中央区久太郎町2丁目4番31号)
倉敷紡績株式会社
取締役社長 藤田 晴哉

第216回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、下記のとおり第216回定時株主総会を開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第216回定時株主総会招集通知および株主総会資料」等として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.kurabo.co.jp/ir/irshareholdersmeeting/>



電子提供措置事項は、上記当社ウェブサイトのほか、以下の各ウェブサイトにも掲載しております。

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/3106/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)につきましては、上記のURLにアクセスして、銘柄名(会社名)または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択の上、ご確認くださいようお願い申し上げます。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等により事前に議決権を行使することができますので、**事前に議決権を行使いただきますようよろしくお願い申し上げます**。事前の議決権行使につきましては、株主総会参考書類をご検討いただき、4頁から5頁の議決権行使方法のご案内をご参照の上、**2024年6月24日(月曜日)午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます**。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月25日(火曜日) 午前10時
2. 場 所 岡山県倉敷市本町7番2号
倉敷アイビースクエア

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第216期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第216期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 第216期剰余金の処分の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書にて議決権を行使される場合、議案に対し賛否の表示のないときは、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。
- (2) インターネット等による方法により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- (3) 議決権行使書の郵送とインターネット等による方法とを重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権の行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- (4) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を受付にご提出ください。

◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、上記インターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査等委員会および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ①事業報告の業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
- ②事業報告の株式会社の支配に関する基本方針
- ③連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
- ④連結計算書類の連結注記表
- ⑤計算書類の株主資本等変動計算書
- ⑥計算書類の個別注記表

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内

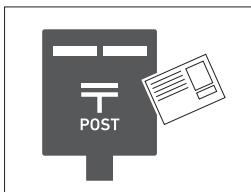
機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する
「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

郵送による議決権行使

行使期限

2024年6月24日(月曜日) 午後6時到着分まで



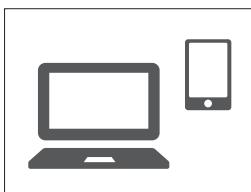
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、
ご送付ください。

議案に対し賛否の表示のないときは、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。

インターネットによる議決権行使

行使期限

2024年6月24日(月曜日) 午後6時入力完了分まで



次頁をご参照の上、議決権行使サイトより、
議案に対する賛否をご入力ください。

パソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合など、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効なものとしてお取扱いいたします。

- 議決権行使書の郵送とインターネット等による方法とを重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権の行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。

第216回定時株主総会 事後動画配信のご案内

本定時株主総会当日の報告事項等の内容につきましては、株主総会終了後、準備が整い次第、以下の当社ウェブサイトにて一定期間配信させていただく予定です。

当日の撮影にご理解、ご了承をお願い申し上げますとともに、当日ご出席されない株主の皆様におかれましては、是非ご活用ください。

当社ウェブサイト：<https://www.kurabo.co.jp/ir/irshareholdersmeeting/>



<配信期間>

2024年7月8日から2024年10月31日まで（予定）

※都合により、配信期間が変更となる可能性があります。

<ご留意事項>

- ・ご視聴いただく通信料金等は、各株主様のご負担となります。
- ・撮影に際しましては、プライバシーに配慮し、ご出席の株主様が映らないように配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまった場合は、映像処理をして配信する予定ですので、あらかじめご了承ください。
- ・都合により、配信期間の変更や配信の中止を行う場合がございます。

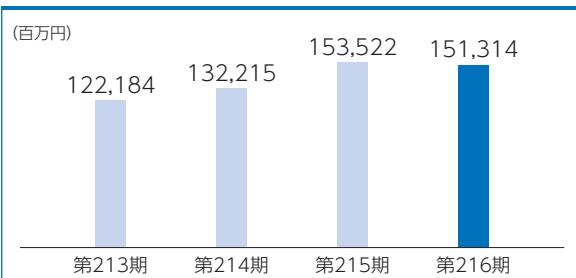
連結業績ハイライト

中期経営計画「Progress'24」（2022年度-2024年度）の基本方針である「高収益事業の拡大と持続可能な成長に向けた基盤事業の強化」のもと、半導体製造関連や機能フィルムといった成長・注力事業の業容拡大と繊維や軟質ウレタンをはじめとする基盤事業の収益力強化などに注力しました。

この結果、売上高は前年同期に比べ若干の減少となったものの、営業利益、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益はいずれも前年同期に比べ増加し、各連結利益において過去最高を更新しました。

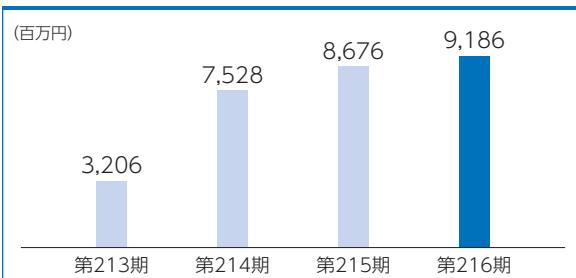
売上高

1,513億円 前年同期比 1.4%減



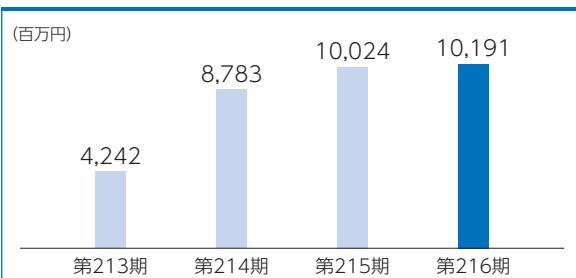
営業利益

91億8千万円 前年同期比 5.9%増



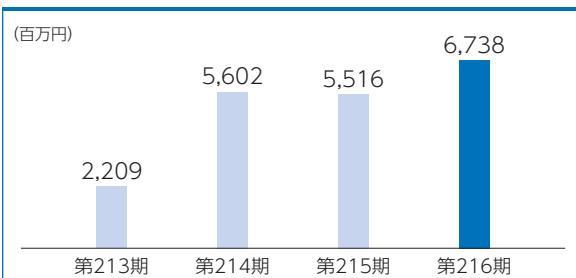
経常利益

101億9千万円 前年同期比 1.7%増



親会社株主に帰属する当期純利益

67億3千万円 前年同期比 22.1%増



事業別の概況

| | 売上高 | 前年同期比 | 営業利益 | 前年同期比 |
|-------------|-------|-------|----------------|------------------|
| 繊維事業 | 511億円 | 9.6%減 | 営業損失 2億5千万円 | 前年同期は 営業利益3億円 |
| 化成事業 | 613億円 | 2.7%増 | 39億6千万円 | 6.7%増 |
| 環境メカトロニクス事業 | 255億円 | 5.2%増 | 35億7千万円 | 26.1%増 |
| 食品・サービス事業 | 95億円 | 3.0%増 | 6億4千万円 | 38.4%増 |
| 不動産事業 | 37億円 | 1.8%増 | 23億3千万円 | 4.1%減 |

繊維事業

売上高
511億円 | 売上高構成比
33.8%

糸は、高機能製品が順調に推移、ブラジル子会社は市況の悪化を受けて低調。

テキスタイルは、ユニフォーム向け素材は低調に推移、カジュアル向け素材は店頭販売が好調な製品用の追加発注などもあり、増収。

繊維製品は、顧客の在庫調整などの影響を受けて受注が減少。

化成事業

売上高
613億円 | 売上高構成比
40.5%

軟質ウレタンは、自動車内装材向けは中国子会社が低調に推移、国内およびブラジル子会社の受注が順調。

機能樹脂製品は、半導体製造装置向け高機能樹脂加工品の受注が減少、太陽電池や自動車向け機能フィルムの受注が回復。

住宅用建材は、断熱材の販売が順調に推移、防熱工事が減少。

不織布は、マスクや自動車用フィルター向けの受注が減少。

環境メカトロニクス事業

売上高
255億円 | 売上高構成比
16.9%

エレクトロニクスは、基板検査装置が低調に推移、液体成分濃度計の販売が順調、子会社でも半導体洗浄装置の大型案件あり。

エンジニアリングは、排ガス処理設備などが順調に推移、子会社でも大型案件あり。

バイオメディカルは、攪拌脱泡装置の海外向け販売が好調。工作機械は、倉敷機械(株)の全株式を譲渡したことにより減収。

食品・サービス事業

売上高
95億円 | 売上高構成比
6.3%

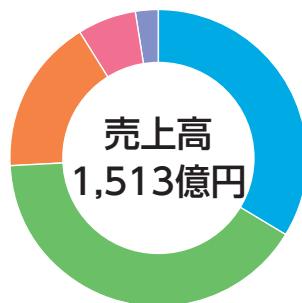
食品は、小売り価格の値上げによる買い控えなどの影響を受け、即席麺具材や成型スープなどが低調。

ホテル関連は、宿泊がインバウンド需要などにより好調に推移、宴会やレストランも回復傾向。

不動産事業

売上高
37億円 | 売上高構成比
2.5%

不動産賃貸は、新規の賃貸開始により増収、修繕費の増加などにより減益。



事業報告

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 当社グループの事業の経過およびその成果

| | | | | | |
|-------------|-----------------|----------------|------------------------|----------------|-----------------|
| 売上高 | 1,513億円 | 前年同期比 1.4%減 | 営業利益 | 91億8千万円 | 前年同期比 5.9%増 |
| 経常利益 | 101億9千万円 | 前年同期比 1.7%増 | 親会社株主に帰属する当期純利益 | 67億3千万円 | 前年同期比 22.1%増 |

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行により経済活動の正常化が進みましたが、物価上昇により個人消費が伸び悩むなど、景気は回復基調ではあるものの力強さに欠ける状況でした。

当社グループの成長・注力事業である高機能樹脂加工品等の販売先の半導体製造関連市場は調整局面に入り減速しましたが、当連結会計年度末にかけ、徐々に回復基調となりました。また、自動車市場におきましても、半導体不足による減産影響も収まり総じて回復基調となる一方、繊維・衣料品市場は、暖冬の影響もあり回復が遅れています。

このような環境下において当社グループは、現在進行中の中期経営計画「Progress'24」（2022年度-2024年度）の基本方針である「高収益事業の拡大と持続可能な成長に向けた基盤事業の強化」のもと、半導体製造関連や機能フィルムといった成長・注力事業の業容拡大と繊維や軟質ウレタンをはじめとする基盤事業の収益力強化などに注力しました。

この結果、売上高は1,513億円（前年同期比1.4%減）、営業利益は91億8千万円（同5.9%増）、経常利益は101億9千万円（同1.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は67億3千万円（同22.1%増）となり、各連結利益において過去最高を更新しました。

各事業別の概況につきましては、以下のとおりであります。

繊維事業

主要な事業内容

- 糸、テキスタイル、繊維製品（縫製品等）の製造・販売



売上高

511億円

前年同期比 9.6%減

営業損失

2億5千万円

前年同期 営業利益3億円

糸は、原料改質技術を活用した高機能製品「NaTech（ネイテック）」が順調に推移しましたが、ブラジル子会社が市況悪化の影響を受けて低調で、また、タイ子会社のデニム向けやインドネシア子会社のインナー向けおよび靴下向けの受注が減少し、減収となりました。

テキスタイルは、ユニフォーム向け素材は、為替の影響等によるコストアップの価格転嫁を進めたものの、受注が伸び悩み低調に推移しましたが、カジュアル向け素材は、店頭販売が好調な製品用の追加発注などもあり、増収となりました。

繊維製品は、顧客の在庫調整などの影響を受けて受注が減少し、減収となりました。

この結果、売上高は511億円（前年同期比9.6%減）、コストアップの影響もあり営業損失は2億5千万円（前年同期は営業利益3億円）となりました。

化成品事業

主要な事業内容

- 軟質ウレタン、機能樹脂製品（機能フィルム、高機能樹脂加工品）、住宅用建材（合成木材、無機建材、硬質ウレタン）、その他（不織布、機能資材）の製造・加工・販売



売上高

613億円

前年同期比 2.7%増

営業利益

39億6千万円

前年同期比 6.7%増

軟質ウレタンは、自動車内装材向けでは、中国子会社が低調に推移しましたが、自動車生産の回復などに伴い国内およびブラジル子会社の受注が順調で、原燃料価格高騰によるコストアップの価格転嫁も進めた結果、増収となりました。

機能樹脂製品は、半導体需要の鈍化の影響を受けた半導体製造装置向け高機能樹脂加工品の受注が減少しましたが、太陽電池や自動車向けの機能フィルムの受注が回復し、増収となりました。

住宅用建材は、断熱材の販売が順調に推移しましたが、防熱工事が減少したことにより、減収となりました。

不織布は、マスクや自動車用フィルター向けの受注が減少し、減収となりました。

この結果、売上高は613億円（前年同期比2.7%増）、営業利益は39億6千万円（同6.7%増）となりました。

環境メカトロニクス事業

主要な事業内容

- エレクトロニクス（色彩・生産管理等に関する情報システム機器、検査・計測システム）の製造・販売・保守
- エンジニアリング（環境・エネルギー関連の各種プラント等の設計・製作・施工・販売、バイオマス発電事業）
- その他（バイオ関連製品）の製造・販売



売上高

255億円

前年同期比 5.2%増

営業利益

35億7千万円

前年同期比 26.1%増

エレクトロニクスは、基板検査装置は低調に推移しましたが、部品供給不足の緩和により膜厚計および液体成分濃度計などが順調で、また、子会社でも半導体洗浄装置の大型案件があり、増収となりました。

エンジニアリングは、排ガス処理設備や半導体業界向け薬液供給装置が順調に推移し、また、子会社でも医薬品製造業界向け設備の大型案件があり、増収となりました。

バイオメディカルは、攪拌脱泡装置の海外向け販売が好調で、増収となりました。工作機械は、工作機械等の製造販売を行っていた倉敷機械(株)の全株式を譲渡したことにより、当第4四半期連結会計期間は連結対象から除外され、減収となりました。

この結果、売上高は255億円（前年同期比5.2%増）、営業利益は35億7千万円（同26.1%増）となりました。

食品・サービス事業

主要な事業内容

- フリーズドライ食品の製造・販売
- ホテル、自動車教習所等の経営ほか



売上高

95億円

前年同期比 3.0%増

営業利益

6億4千万円

前年同期比 38.4%増

食品は、外食需要の回復に伴う内食需要の低下や小売り価格の値上げによる買い控えの影響を受け、即席麺具材や成型スープなどが低調で、減収となりました。

ホテル関連は、宿泊が行動制限の撤廃やインバウンド需要などによる客室稼働率および客室単価の上昇により好調に推移し、宴会やレストランも回復傾向となり、増収となりました。

この結果、売上高は95億円（前年同期比3.0%増）、営業利益は6億4千万円（同38.4%増）となりました。

不動産事業

主要な事業内容

- 不動産の賃貸



売上高

37億円

前年同期比 1.8%増

営業利益

23億3千万円

前年同期比 4.1%減

不動産賃貸は、新規の賃貸開始により売上高は37億円（前年同期比1.8%増）となりましたが、修繕費の増加などにより営業利益は23億3千万円（同4.1%減）となりました。

(2) 火災事故に係る訴訟について

2022年6月、当社の化成品事業部が防熱工事を実施した物流施設において火災事故が発生しました。

この火災事故に関し、2023年9月6日付けでSBSフレック(株)より当社を含む本件火災に関係する会社3社に対して約44億円の損害賠償請求訴訟（以下、「本件訴訟」といいます。）が提起されました。当社といたしましては、本件訴訟の請求内容を精査し、代理人弁護士を通じて適切に対応してまいります。

本件火災につきましては、株主の皆様をはじめ、ご関係者の皆様には、多大なるご迷惑、ご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

(3) 当社グループが対処すべき課題

今後の経済情勢につきましては、賃金・物価の循環的上昇により緩やかに成長するものと思われませんが、外需面では中国経済の低迷や中東情勢の緊迫化による物流や資源価格への影響などが懸念されます。

当社グループでは、「イノベーションと高収益を生み出す強い企業グループ」を目指す「長期ビジョン2030」のセカンドステージにあたる中期経営計画「Progress'24」が進行中であり、高収益事業体制の確立に向けて、成長市場における注力事業へ経営資源を集中するとともに、基盤事業の収益力強化に取り組んでおります。

このような経営環境のなかで、賃金や物流コストの上昇や原燃料価格の変動リスクへの対応が、継続的な課題であり、引き続き、価格転嫁やコストダウンを進めてまいります。

【ご参考】長期ビジョン2030における中期経営計画「Progress'24」の位置付け



また、当社グループは、創業以来サステナブル経営を実践してきており、地球環境や社会情勢、価値観などが激変するなか、今後も新規技術やイノベーションで社会課題の解決に貢献していくことが当社グループの成長のキーファクターになると考えています。これらをふまえ、サステナブル経営を重要な経営戦略の一つと捉え、マテリアリティ（重要課題）を特定し、課題の解決に取り組んでいます。さらに、気候変動については、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）提言への賛同を表明し、同提言に基づく気候変動への取組みも推進しています。

当社グループは、引き続き、サステナブル経営を推進し、持続的な成長および中長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

当社グループのサステナビリティに関する取組みの詳細やTCFDの枠組みに基づく開示は、以下の当社ホームページに掲載しています。

当社グループのサステナビリティ <https://www.kurabo.co.jp/sustainability/>
クラブウ統合報告書 <https://www.kurabo.co.jp/sustainability/report.html>

各事業別の対処すべき課題は、以下のとおりであります。

(繊維事業)

糸では、原料改質技術を活用した高機能製品「NaTech（ネイテック）」の開発推進と販売拡大、テキスタイルおよび繊維製品では、ユニフォーム分野においては、「PROBAN（プロバン）」、「BREVANO（ブレバノ）」等の防災素材や、暑熱環境下におけるリスク低減の管理システム「Smartfit（スマートフィット）」など、働く人へ安全と快適を提供するビジネスへの転換を進め、カジュアル分野においては、サステナブル原料を活用した商品展開や、アップサイクルシステム「L[∞]PLUS（ループラス）」を活用した製品の拡販等に取り組んでまいります。これらの取組みにより、各分野でサステナブル社会の実現に貢献できる商品・技術の開発、販売を行うとともに、原燃料価格の高騰に対しては製品価格への転嫁に加え、生産の効率化を進め、収益拡大に努めてまいります。

また、さらなる収益力の強化に向けて、海外拠点におけるQR対応力強化による効率的な適地生産や高機能製品の海外市場への拡販等に努めてまいります。

(化成品事業)

高機能樹脂加工品、機能フィルム、機能資材、不織布を成長・注力事業と位置付け、経営資源を集中して業容拡大に取り組んでまいります。なかでも高機能樹脂加工品では、半導体市場の今後のさらなる拡大に向け、積極的な設備投資による生産能力増強を図り、機能フィルムでは三重工場に新たに導入した新ラインを活用した拡販、機能資材では今後の市場拡大が見込まれる熱可塑性炭素繊維複合シート「KURAPOWERSHEET（クラパワーシート）」の早期事業化に向けたマーケティング活動と技術開発に注力してまいります。

基盤事業と位置付けている軟質ウレタン、住宅用建材では、安定した収益確保に向けて生産体制の効率化に取り組むとともに、新商品開発・新市場開拓にも取り組んでまいります。

また、原燃料価格や労務費、物流費の高騰に対しては、引き続き製品価格への転嫁に注力してまいります。

(環境メカトロニクス事業)

エレクトロニクスでは、商品力強化による競争優位性の獲得、海外市場への拡販に努め、新技術であるロボットビジョンシステム「KURASENSE (クラセンス)」の商品開発力の強化や、路面検査装置のアジアをはじめとした海外市場への拡販、半導体関連の検査・計測ビジネスの拡大を図ってまいります。

エンジニアリングでは、敷料再生装置「FUNTO (フント)」など環境関連の新規事業の拡大および海外市場への拡販に努めてまいります。

バイオメディカルでは、遺伝子抽出・解析関連での業容拡大に加え、攪拌脱泡装置「MAZERUSTAR (マゼルスター)」の美容・化粧品、エネルギーなど新分野への販促活動および海外市場への拡販に取り組んでまいります。

(食品・サービス事業)

食品事業では、消費者の節約志向に対応すべく、安価でありながら付加価値の高い商品の開発・提案にも注力し、顧客満足度の向上に努めてまいります。また、環境面に配慮した事業活動も積極的に進めてまいります。

ホテル関連では、インバウンド需要を取り込むための販促活動を強化するとともに、魅力的な商品・サービスの開発・提供などによる集客力の強化を図ってまいります。

(不動産事業)

大型商業施設賃貸事業では、賃貸先の経営環境を注視しながら、効率的な事業推進を行い、引き続き、長期安定収益の維持・確保に努めてまいります。

また、遊休地の再開発等による早期収益化についても、取り組んでまいります。

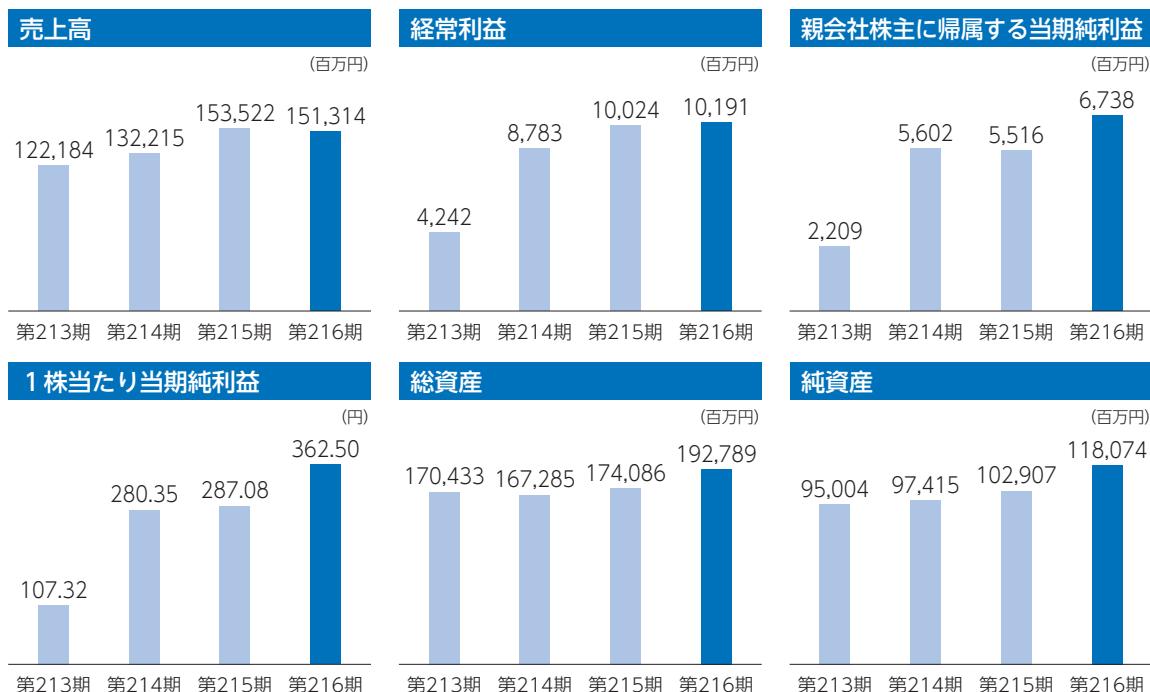
(4) 当社グループの設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資額は、総額49億円であります。

なお、主要なものは化成品事業における生産能力増強や繊維事業における高付加価値商品製造のための投資であります。また、食品・サービス事業においても環境関連の投資を行いました。

(5) 当社グループの財産および損益の状況の推移

| 区 分 | 第213期 (2021年3月期) | 第214期 (2022年3月期) | 第215期 (2023年3月期) | 第216期 (2024年3月期) |
|---------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 売 上 高 (百万円) | 122,184 | 132,215 | 153,522 | 151,314 |
| 経 常 利 益 (百万円) | 4,242 | 8,783 | 10,024 | 10,191 |
| 親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円) | 2,209 | 5,602 | 5,516 | 6,738 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 107.32 | 280.35 | 287.08 | 362.50 |
| 総 資 産 (百万円) | 170,433 | 167,285 | 174,086 | 192,789 |
| 純 資 産 (百万円) | 95,004 | 97,415 | 102,907 | 118,074 |



- (注) ①1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数控除後）に基づいて算出しております。
- ②第214期の期首から「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」といいます。）等を適用しており、第214期以降の財産および損益の状況につきましては、収益認識会計基準等を適用した後の数値を記載しております。
- ③第214期は、繊維事業や化成品事業において新型コロナウイルス感染症拡大による大幅な受注の減少から回復傾向となったことに加え、好況な半導体業界の影響を受けて、化成品事業や環境メカトロニクス事業の半導体関連商品が好調に推移したことなどにより、売上高、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益ともに増加しました。また、総資産は、現金及び預金や投資有価証券の減などにより減少し、純資産は、親会社株主に帰属する当期純利益の増などにより増加しました。
- ④第215期は、繊維事業のカジュアル衣料品や化成品事業の半導体製造装置向け高性能樹脂加工品の販売が順調に推移したことなどにより、売上高および経常利益ともに増加しました。親会社株主に帰属する当期純利益は、特別損失に減損損失を計上したことなどにより減少しました。また、総資産は、棚卸資産や投資有価証券の増などにより増加し、純資産は、その他有価証券評価差額金や利益剰余金の増などにより増加しました。
- ⑤当連結会計年度の損益の状況につきましては、前記(1)に記載のとおりとなりました。また、総資産は、投資有価証券の増などにより増加し、純資産は、その他有価証券評価差額金や利益剰余金の増などにより増加しました。

2. 当社グループの概況 (2024年3月31日現在)

(1) 当社グループの主要な事業所

①子会社

子会社の所在地は、後記(4)のとおりです。

②当社

| 区 分 | 名 称 | 所 在 地 | |
|-----------|-----------|--------------------|---------------|
| 営業所および研究所 | 大 阪 本 社 | 大 阪 市 中 央 区 | |
| | 東 京 支 社 | 東 京 都 港 区 | |
| | 技 術 研 究 所 | 大 阪 府 寝 屋 川 市 | |
| 工 場 | 織 維 | 安 城 工 場 徳 島 工 場 | |
| | 化 成 品 | 寝 屋 川 工 場 | 大 阪 府 寝 屋 川 市 |
| | | 裾 野 工 場 | 静 岡 県 裾 野 市 |
| | | 群 馬 工 場 | 群 馬 県 伊 勢 崎 市 |
| | | 鴨 方 工 場 | 岡 山 県 浅 口 市 |
| | | 三 重 工 場 | 三 重 県 津 市 |
| | | 熊 本 事 業 所 | 熊 本 県 菊 池 市 |

(2) 当社グループの従業員の状況

従業員数(前連結会計年度末比増減) (人)

3,899 (△290)

(注) 従業員数は就業人員であり、上記のほか、臨時社員・パートタイマー982人がおります。

(3) 当社グループの主要な借入先

| 借 入 先 | 借 入 額 |
|-----------------------|-------|
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 1,102 |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行 | 1,014 |

百万円

(4) 当社の重要な子会社の状況

①重要な子会社の異動

当社は2024年1月をもって、重要な子会社であった倉敷機械(株)の全株式を譲渡しました。

②重要な子会社の状況

| 区分 | 会 社 名 | 資 本 金 | 当社の議 決権比 または 出資比率 | 主要な事業内容 | 所 在 地 |
|----|------------------|--------|----------------------------|--------------------------------------|---------|
| 国内 | 日本ジフィー食品(株) | 440百万円 | 100% | フリーズドライ食品の製造・販売 | 大阪府中央区 |
| | (株)クラボウインターナショナル | 350百万円 | 100% | 繊維製品（縫製品等）の製造・販売 | 大阪府中央区 |
| | 倉敷繊維加工(株) | 350百万円 | 100% | 不織布、機能資材の製造・加工・販売 | 大阪府中央区 |
| | 東名化成(株) | 200百万円 | 100% | 軟質ウレタンの製造・加工・販売 | 愛知県日進市 |
| | シーダム(株) | 120百万円 | 100% | 機能フィルムの製造・加工・販売 | 大阪府中央区 |
| | クラボウケミカルワークス(株) | 100百万円 | 100% | 高機能樹脂加工品、軟質ウレタン、硬質ウレタン、合成木材の製造・加工・販売 | 広島県東広島市 |
| | (株)倉敷アイビースクエア | 100百万円 | 100% | ホテルの経営ほか | 岡山県倉敷市 |

| 区分 | 会社名 | 資本金 | 当社の議決権比率 または 出資比率 | 主要な事業内容 | 所在地 |
|----|-----------------------|-------------|-------------------------|-----------------|------------------------|
| 海外 | クラシキ・ド・ブラジル・テキスタイル(有) | 18,764千リアル | 99.8% | 糸の製造・販売 | ブラジル国 ポントグロッサ市 |
| | タイ・クラボウ(株) | 550,000千バーツ | 84.4 | 糸、テキスタイルの製造・販売 | タイ国 バンコック市 |
| | (株)クラボウ・マヌンガル・テキスタイル | 26,000千米ドル | 51.7 | 糸、テキスタイルの製造・販売 | インドネシア国 ジャカルタ市 |
| | 広州倉敷化工製品有限公司 | 7,000千米ドル | 100 | 軟質ウレタンの製造・加工・販売 | 中国広東省 広州経済技術 開発区 |
| | 広州倉福塑料有限公司 | 1,825千米ドル | 51.0 | 軟質ウレタンの製造・加工・販売 | 中国広東省 広州市 |

- (注) ①上記記載の重要な子会社12社を含め、当連結会計年度の連結子会社は22社、持分法適用会社は2社であります。
- ②タイ・クラボウ(株)につきましては、同社株式の33千株の買取により、当社の議決権比率が2023年9月をもって、84.4%となりました。

3. 当社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 97,701千株
 (2) 発行済株式の総数 19,000千株
 (3) 株主数 13,087名
 (4) 大株主

| 株主名 | 持株数(千株) | 持株比率(%) |
|------------------------------------|---------|---------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 1,665 | 9.20 |
| 日本生命保険相互会社 | 920 | 5.08 |
| 株式会社みずほ銀行 | 782 | 4.32 |
| 株式会社中国銀行 | 726 | 4.01 |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) | 623 | 3.44 |
| 株式会社三井住友銀行 | 559 | 3.08 |
| クラボウ共栄会 | 335 | 1.85 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 317 | 1.75 |
| 倉敷紡績従業員持株会 | 272 | 1.50 |
| DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO | 271 | 1.49 |

(注) ①当社は、自己株式を897千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

②持株比率は自己株式を控除して計算しております。

③当社は株主還元の充実および資本効率の向上を図るため、2023年12月19日開催の取締役会において、以下のとおり、自己株式の取得を決議しました。

(取得の内容)

- ・取得対象株式の種類 当社普通株式
- ・取得し得る株式の総数 1,700,000株 (上限)
- ・株式の取得価額の総額 40億円 (上限)
- ・取得期間 2023年12月20日から2024年12月19日まで (約定ベース)
- ・取得方法 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) を含む市場買付

④2023年12月19日開催の取締役会において、自己株式の消却を決議し、以下のとおり、実施しております。

(消却の内容)

- ・消却した株式の種類 当社普通株式
- ・消却した株式の総数 1,000,000株
(消却前の発行済株式総数に対する割合5%)
- ・消却後の発行済株式総数 19,000,000株
- ・消却日 2023年12月27日

(5) 当事業年度中に職務の執行の対価として当社の取締役に交付した株式の状況

| | 株式の数 (株) | 株式の交付を受けた者の人数 (人) |
|---------------------------------------|----------|-------------------|
| 取 締 役 (監査等委員を除く。) (社外取締役を除く。) | 3,898 | 1 |
| 取 締 役 (監 査 等 委 員) (社外取締役を除く。) | — | — |
| 社 外 役 員 | — | — |

(注) 当社の業績連動型株式報酬の内容につきましては、事業報告30頁から31頁をご参照ください。

4. 当社の取締役に関する事項 (2024年3月31日現在)

(1) 当社の取締役の氏名等

| 地 位 | 氏 名 | 担当および重要な兼職の状況 |
|---------------------|-----------|---|
| 代表取締役 取締役社長 | 藤 田 晴 哉 | |
| 代表取締役 取締役・専務執行役員 | 北 畠 篤 | 繊維事業部長 |
| 代表取締役 取締役・専務執行役員 | 馬 場 紀 生 | 化成品事業部長 |
| 取 締 役 常務執行役員 | 川 野 憲 志 | 環境メカトロニクス事業部長 |
| 取 締 役 常務執行役員 | 西 垣 伸 二 | 化成品事業部 産業資材部長 |
| 取 締 役 執 行 役 員 | 稲 岡 進 | 企画室、人事部、施設環境部、知的財産部、 技術研究所担当 |
| 取 締 役 執 行 役 員 | 藤 井 裕 詞 | 経理部、システム部、総務部、不動産開発部担当 |
| 取 締 役 (常勤監査等委員) | 岡 田 治 | |
| 取 締 役 (監査等委員) | 茂 木 鉄 平 | 重要な兼職の状況 (株)ニイタカ 社外取締役 (監査等委員) 公益社団法人日本仲裁人協会 常務理事 弁護士法人大江橋法律事務所 代表社員 大江橋法律事務所 パートナー |
| 取 締 役 (監査等委員) | 新 川 大 祐 | 重要な兼職の状況 (株)島精機製作所 社外取締役 (監査等委員) 北斗税理士法人 代表社員 |
| 取 締 役 (監査等委員) | 西 村 元 秀 | 重要な兼職の状況 泉州電業(株) 代表取締役社長 |
| 取 締 役 (監査等委員) | 谷 澤 実 佐 子 | 重要な兼職の状況 国立大学法人兵庫教育大学 監事 谷澤公認会計士事務所 代表 |

- (注) ①取締役（監査等委員） 茂木鉄平氏、新川大祐氏、西村元秀氏および谷澤実佐子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。4氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」の要件を満たしており、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。なお、「社外取締役の独立性に関する基準」につきましては、株主総会参考書類に掲載しております。
- ②取締役（監査等委員） 新川大祐氏および谷澤実佐子氏は、公認会計士・税理士の資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ③監査等委員会の情報収集の充実を図り、内部監査部門との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために岡田 治氏を常勤の監査等委員として選定しております。
- ④※取締役 西垣伸二氏は、2023年6月29日開催の定時株主総会において新たに選任され、就任しました。
- ⑤2023年6月29日開催の定時株主総会終結の時をもって、取締役 本田勝英氏は任期満了により退任しました。
- ⑥当社では、執行役員制度を採用し、経営と執行の分離を行い、迅速な経営の意思決定を行う体制を構築しております。執行役員は18名で、上記記載の取締役を兼務する専務執行役員2名、常務執行役員2名、執行役員2名のほかに、常務執行役員 八木克眞、西澤厚彦、相徳朗人、中川眞豪、執行役員 平田政弘、松井一雄、森重 潔、黒澤昭夫、丸毛浩嗣、磯部将典、森松禎文、小松 亮の12名で構成されております。
- ⑦取締役、執行役員の指名、報酬の決定に関する客観性・透明性の確保、説明責任の強化を目的として、委員長および委員の過半数が独立社外取締役で構成される任意の「指名・報酬諮問委員会」を設置しております。
- 当該委員会の概要は、以下のとおりであります。
- ア. 目的
取締役、執行役員の指名、報酬等の決定に係る客観性・透明性の確保と説明責任の強化
- イ. 権限
取締役会の諮問に応じ、取締役、執行役員に関する以下の事項について審議・決定し、その内容を取締役会に答申する。取締役会は指名・報酬諮問委員会の答申を最大限尊重するものとする。
- ・ 役員の選任、再任および解任に関する事項
 - ・ 監査等委員を除く役員の報酬等に関する事項

ウ. 委員会の構成

委員長：茂木鉄平（独立社外取締役・監査等委員）

委員：藤田晴哉（代表取締役・取締役社長）、岡田 治（取締役・常勤監査等委員）、新川大祐（独立社外取締役・監査等委員）、西村元秀（独立社外取締役・監査等委員）、谷澤実佐子（独立社外取締役・監査等委員）

エ. 活動内容

当事業年度においては計7回の指名・報酬諮問委員会を開催し、以下の事項について審議の上、答申を決定し、取締役会への報告を行いました。

- ・選任、再任、昇任等の対象役員候補者およびその他幹部社員等に関する事項
- ・監査等委員である取締役の報酬を除く役員報酬に関する基本方針、諸制度の運用状況等に関する事項

- ⑧当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約では、当社の取締役が被保険者とされており、被保険者が取締役として行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が負担することとなる損害賠償金や争訟費用等が填補されるものとされており、被保険者の保険料は、当社が全額負担しております。また、被保険者の犯罪行為や法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為を補償対象外とするなど被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。なお、当該保険契約は、2024年7月に同内容での更新を予定しております。

(2) 当事業年度に係る取締役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容決定に関する方針に関する事項

ア. 取締役（監査等委員であるものを除く。）

(ア) 方針の決定方法

当社は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容決定に関する方針を取締役会の決議に基づき定めております。

なお、当該方針については、指名・報酬諮問委員会の答申を得ております。

(イ) 方針の内容の概要

取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容決定に関する方針は、以下のとおりであります。

1. 基本方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬は、基本報酬（金銭報酬）および業績連動型株式報酬により構成することとし、株主総会の決議により定められたそれぞれの上限度等の範囲内で、代表権の有無、役職等を基に決定すること、業績連動型株式報酬については、業績および株式価値との連動性を明確にし、業績向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるものとするを基本方針とする。

2. 取締役の個人別の報酬等の算定方法の決定に関する方針等（取締役に対し報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

- ・取締役の報酬のうち基本報酬については、代表権の有無、個々の職責および実績、会社業績、社会水準等を総合的に勘案の上決定し、毎月現金で支払うこととする。
- ・取締役の報酬のうち業績連動型株式報酬については、当社グループの持続的な成長に向けた健全なインセンティブとすることを目的に、中期経営計画の業績目標およびROE目標の達成度に応じて、取締役会で決定された規程に基づき交付株式数が算出され、取締役退任後に当該株式が交付されるものとする。

3. 金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

基本報酬（金銭報酬）と業績連動型株式報酬の支給割合については、基本報酬（金銭報酬）を主としつつ、取締役に対する適切なインセンティブとなるよう決定する。

4. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法等

- ・取締役の個人別の報酬の内容に関する決定手続の透明性、客観性等を確保するため、委員長および委員の過半数が独立社外取締役で構成される、取締役の指名・報酬に関する任意の「指名・報酬諮問委員会」を設置する。
- ・取締役会は、取締役の個人別の報酬の内容に関する指名・報酬諮問委員会の答申および監査等委員会の意見をふまえて当該内容を決定することを条件として、当該内容の決定を代表取締役社長に一任する。
- ・代表取締役社長は、指名・報酬諮問委員会の答申内容、監査等委員会の意見および取締役会の協議内容をふまえた上で、上記の委任に基づき、取締役の個人別の報酬の内容を決定する。
また、代表取締役社長は、当該決定を行った後、当該決定の内容を指名・報酬諮問委員会に報告する。

(ウ) 取締役会が個人別の報酬等の内容決定が上記ア、(イ)の方針に沿うものであると判断した理由

取締役会は、上記ア、(イ)の権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役の個人別の報酬の内容の決定に際しては、指名・報酬諮問委員会の答申、監査等委員会の意見および取締役会の協議内容をふまえることを条件として委任（一任）の決議を行っているほか、代表取締役社長は、当該決定を行った後、当該決定の内容を指名・報酬諮問委員会に報告すべきものとして、このところ、代表取締役社長による個人別の報酬等の内容決定に関しては、これらの手続がいずれも履践されていることから、取締役会としては、当該決定に係る個人別の報酬等の内容は上記ア、(イ)の方針に沿うものであると判断しております。

イ. 監査等委員である取締役

監査等委員である各取締役の報酬の決定に関しては、固定金銭報酬とし、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内で、監査等委員である取締役が、常勤・非常勤の別、役割、社会水準等を総合的に勘案の上、協議により決定することを基本方針としております。当該方針は取締役会の決議に基づき定めております。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は、2016年6月29日および2019年6月27日であり、決議の内容は、それぞれ以下のとおりであります。

<2016年6月29日開催 第208回定時株主総会>

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を月額2,500万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まず。）、監査等委員である取締役の報酬額を月額500万円以内としております。当該定時株主総会終了直後における対象となる役員は、取締役（監査等委員であるものを除く。）7名、監査等委員である取締役4名であります。

<2019年6月27日開催 第211回定時株主総会>

取締役（社外取締役、監査等委員である取締役および国内非居住者である取締役を除く。）を対象に、2016年6月29日開催の第208回定時株主総会において承認された取締役の報酬の限度額とは別枠で、業績連動型株式報酬制度を導入しております。当該定時株主総会終了直後における本制度の対象となる取締役（社外取締役、監査等委員である取締役および国内非居住者である取締役を除く。）は、7名です。なお、本制度の概要については、下記⑤、イをご参照ください。

③取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容決定に係る委任（一任）に関する事項

ア. 委任を受けた者の氏名、地位・担当、委任（一任）の理由およびその権限等

当社においては、取締役の個人別の報酬等については、指名・報酬諮問委員会の答申内容、監査等委員会の意見および取締役会の協議内容をふまえた上で、取締役会の委任（一任）に基づき、代表取締役社長である藤田晴哉が、内容を決定しております。

取締役の個人別の報酬等のうち基本報酬については、代表権の有無、個々の職責および実績、会社業績、社会水準等を総合的に勘案の上決定するものとされているところ、これらの諸要素、とりわけ個々の職責および実績ならびに会社業績についての判断は、当社グループ全体の業績および個々の取締役の業務執行状況等を俯瞰的に把握している代表取締役社長がこれを行うことが最も適切であると考え、上記の決定に関する委任（一任）を行っております。なお、取締役の個人別の報酬等のうち業績連動型株式報酬については、中期経営計画の業績目標（連結営業利益に関する目標）およびROE目標の達成度に応じて、取締役会で決定された規程に基づき交付株式数が算出されております。

イ. ア. の権限が適切に行使されるようにするための措置

上記①、ア、（ウ）に記載のとおり、取締役の個人別の報酬の内容の決定に際して、指名・報酬諮問委員会の答申、監査等委員会の意見および取締役会の協議内容をふまえることを条件として委任（一任）の決議を行うこと、および、当該決定を行った後、代表取締役社長より当該決定の内容を指名・報酬諮問委員会に報告するという措置を講じております。

④指名・報酬諮問委員会および取締役会の活動内容

指名・報酬諮問委員会の活動内容につきましては、事業報告25頁をご参照ください。役員報酬に関する取締役会の活動内容につきましては、以下のとおりであります。

<活動内容>

監査等委員である取締役の報酬を除く役員の報酬について、取締役の個人別の報酬の内容に関する指名・報酬諮問委員会の答申、監査等委員会の意見および取締役会の協議内容をふまえることを条件とし、当該内容の決定についての代表取締役社長への委任（一任）の決定

⑤ 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

ア. 取締役の報酬等の総額

| 役員区分 | 報酬等の総額 (百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) | | 対象となる 役員の数 (人) |
|-----------------------------------|-----------------|---------------------|-----------|----------------------|
| | | 基本報酬 | 業績連動型株式報酬 | |
| 取締役 (監査等委員を除く。) (社外取締役を除く。) | 249 | 218 | 30 | 8 |
| 取締役 (監査等委員) (社外取締役を除く。) | 21 | 21 | — | 1 |
| 社外役員 | 24 | 24 | — | 4 |

(注) ①取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

②上記の人数には、2023年6月29日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含めております。

イ. 業績連動報酬等および非金銭報酬等に関する事項

当社における取締役の報酬は、基本報酬（金銭報酬）および業績連動型株式報酬により構成されているところ、業績連動型株式報酬については、当社グループの持続的な成長に向けた健全なインセンティブとなるよう、中期経営計画の業績目標（連結営業利益に関する目標）およびROE目標の達成度を業績指標としており、当該達成度に応じて、取締役会で決定された規程に基づき交付株式数が算出され、取締役退任後に当該株式が交付されるものとされております。

業績連動型株式報酬に係る指標の目標および実績は、以下のとおりであります。

| 業績連動指標 | 2023年度 目標 | 2023年度 実績 |
|--------|-----------|-----------|
| 連結営業利益 | 85億円 | 91億円 |
| 連結ROE | 6.3% | 6.2% |

また、当該業績連動型株式報酬は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役が付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に交付されるというものであります。当該業績連動型株式報酬制度の概要は、以下のとおりであります。なお、本制度の対象期間は、2020年3月末で終了する事業年度から2022年3月末で終了する事業年度までの3事業年度（以下、「当初対象期間」といいます。）でしたが、2022年6月29日開催の取締役会において、上記②の第211回定時株主総会決議の内容の範囲内で本制度を継続することを決議し、2025年3月末で終了する事業年度までとなっております。

| | |
|---|--|
| ① 本制度の対象者 | 当社取締役（社外取締役、監査等委員である取締役および国内非居住者を除く。） |
| ② 対象期間 | 2020年3月31日で終了する事業年度から2025年3月31日で終了する事業年度まで |
| ③ ②の対象期間において、取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限 | 当初対象期間は、3事業年度を対象として合計金200百万円。 延長した対象期間中に、その延長する対象期間の事業年度数に金67百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出します。 |
| ④ 当社株式の取得方法 | 自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法 |
| ⑤ ①の取締役に付与されるポイント総数の上限 | 1事業年度あたり40,000ポイント |
| ⑥ ポイント付与基準 | 役位および業績目標の達成度等に応じたポイントを付与 |
| ⑦ ①の取締役に付与する当社株式の交付時期 | 原則として退任時 |

(3) 社外取締役に関する事項

①重要な兼職の状況等

| 区 分 | 氏 名 | 兼 職 先 法 人 等 | 兼 職 の 内 容 | 関 係 |
|------------------|-------|---------------|------------------|-----|
| 社外取締役 (監査等委員) | 茂木鉄平 | (株)ニイタカ | 社外取締役 (監査等委員) | — |
| | | 公益社団法人日本仲裁人協会 | 常務理事 | — |
| | | 弁護士法人大江橋法律事務所 | 代表社員 | — |
| | | 大江橋法律事務所 | パートナー | — |
| | 新川大祐 | (株)島精機製作所 | 社外取締役 (監査等委員) | — |
| | | 北斗税理士法人 | 代表社員 | — |
| | 西村元秀 | 泉州電業(株) | 代表取締役社長 | — |
| | 谷澤実佐子 | 国立大学法人兵庫教育大学 | 監事 | — |
| | | 谷澤公認会計士事務所 | 代表 | — |

②当事業年度における主な活動状況

ア. 取締役会および監査等委員会等への出席状況

各社外取締役の当事業年度における取締役会、監査等委員会、指名・報酬諮問委員会の出席状況は以下のとおりです。いずれの社外取締役も、社外取締役（監査等委員）として客観的かつ独立した立場から適切な発言を行っています。

| 区 分 | 氏 名 | 取締役会出席状況 | 監査等委員会出席状況 | 指名・報酬諮問委員会出席状況 |
|------------------|-------|----------|------------|----------------|
| 社外取締役 (監査等委員) | 茂木鉄平 | 15回/15回 | 13回/13回 | 7回/7回 |
| | 新川大祐 | 15回/15回 | 13回/13回 | 7回/7回 |
| | 西村元秀 | 15回/15回 | 13回/13回 | 7回/7回 |
| | 谷澤実佐子 | 15回/15回 | 13回/13回 | 7回/7回 |

イ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

| 区 分 | 氏 名 | 期待される役割および当該役割に関して行った職務の概要 |
|------------------|------|---|
| 社外取締役 (監査等委員) | 茂木鉄平 | <p><期待される役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業価値向上のため積極的な事業運営を行うことに関する取締役会での意思決定等について、弁護士として長年にわたり企業法務に携わっている経験を生かし、経営陣から独立した客観的な立場から取締役、執行役員等の職務を監査、監督すること。 ・ 指名・報酬諮問委員会の委員として、役員の指名、報酬の決定に関する客観性・透明性の確保、説明責任の強化に貢献すること。 <p><当該役割に関して行った職務の概要></p> <p>取締役会や主要会議において、弁護士として長年にわたり企業法務に携わっている経験を生かし、法律の専門家としての視点から、適切な発言を行い、また主要な事業所への往査を行うなど、経営陣から独立した客観的な立場から取締役、執行役員等の職務を適正に監査、監督しております。</p> <p>また、常勤監査等委員と常に密接な情報交換を行い、適正な監査に努めております。</p> <p>さらに、指名・報酬諮問委員会の委員長を務め、役員の指名、報酬の決定に関する客観性・透明性の確保、説明責任の強化に貢献しております。</p> |
| | 新川大祐 | <p><期待される役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業価値向上のため積極的な事業運営を行うことに関する取締役会での意思決定等について、公認会計士としての豊富な経験、高い会計的知見を生かし、経営陣から独立した客観的な立場から取締役、執行役員等の職務を監査、監督すること。 ・ 指名・報酬諮問委員会の委員として、役員の指名、報酬の決定に関する客観性・透明性の確保、説明責任の強化に貢献すること。 |

| 区 分 | 氏 名 | 期待される役割および当該役割に関して行った職務の概要 |
|------------------|------|--|
| 社外取締役 (監査等委員) | 新川大祐 | <p><当該役割に関して行った職務の概要> 取締役会や主要会議において、公認会計士としての豊富な経験と高い会計的知見を生かし、会計の専門家としての視点から、適切な発言を行い、また主要な事業所への往査を行うなど、経営陣から独立した客観的な立場から取締役、執行役員等の職務を適正に監査、監督しております。</p> <p>また、常勤監査等委員と常に密接な情報交換を行い、監査等委員会において適切な発言を行うなど、適正な監査に努めております。</p> <p>さらに、指名・報酬諮問委員会の委員を務め、役員の指名、報酬の決定に関する客観性・透明性の確保、説明責任の強化に貢献しております。</p> |
| | 西村元秀 | <p><期待される役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業価値向上のため積極的な事業運営を行うことに関する取締役会での意思決定等について、長年にわたり企業経営に携わっている経験を生かし、経営陣から独立した客観的な立場から取締役、執行役員等の職務を監査、監督すること。 ・指名・報酬諮問委員会の委員として、役員の指名、報酬の決定に関する客観性・透明性の確保、説明責任の強化に貢献すること。 <p><当該役割に関して行った職務の概要> 取締役会や主要会議において、長年にわたり経営に携わっている経験を生かし、企業経営の専門家（経営者）としての視点から、適切な発言を行い、また主要な事業所への往査を行うなど、経営陣から独立した客観的な立場から取締役、執行役員等の職務を適正に監査、監督しております。</p> <p>また、常勤監査等委員と常に密接な情報交換を行い、監査等委員会において適切な発言を行うなど、適正な監査に努めております。</p> <p>さらに、指名・報酬諮問委員会の委員を務め、役員の指名、報酬の決定に関する客観性・透明性の確保、説明責任の強化に貢献しております。</p> |

| 区 分 | 氏 名 | 期待される役割および当該役割に関して行った職務の概要 |
|------------------|-------|---|
| 社外取締役 (監査等委員) | 谷澤実佐子 | <p><期待される役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業価値向上のため積極的な事業運営を行うことに関する取締役会での意思決定等について、公認会計士としての豊富な経験、高い会計的知見を生かし、経営陣から独立した客観的な立場から取締役、執行役員等の職務を監査、監督すること。 ・ 女性の視点、観点を生かし、当社の重要な経営戦略であるダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンの推進等に貢献すること。 ・ 指名・報酬諮問委員会の委員として、役員の指名、報酬の決定に関する客観性・透明性の確保、説明責任の強化に貢献すること。 <p><当該役割に関して行った職務の概要></p> <p>取締役会や主要会議において、公認会計士としての豊富な経験と高い会計的知見を生かし、会計の専門家としての視点から、適切な発言を行い、また主要な事業所への往査を行うなど、経営陣から独立した客観的な立場から取締役、執行役員等の職務を適正に監査、監督しております。また、女性の視点、観点を生かし、当社の重要な経営戦略であるダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンの推進等に貢献しております。</p> <p>さらに、常勤監査等委員と常に密接な情報交換を行い、監査等委員会において適切な発言を行うなど、適正な監査に努めております。</p> <p>加えて、指名・報酬諮問委員会の委員を務め、役員の指名、報酬の決定に関する客観性・透明性の確保、説明責任の強化に貢献しております。</p> |

③責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役（監査等委員）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| 区 分 | 監査証明業務に基づく報酬 (百万円) | 非監査業務に基づく報酬 (百万円) |
|-----------|-----------------------|----------------------|
| 当 社 | 69 | — |
| 連 結 子 会 社 | 13 | — |
| 計 | 82 | — |

(注) ①当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、当社における監査証明業務に基づく報酬にはこれらの合計額を記載しております。

②監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠の妥当性について必要な検証を行い、審議した結果、当社の会計監査人の報酬等の額について同意を行いました。

③当社の重要な子会社のうち、クラシキ・ド・ブラジル・テキスタイル(有)、タイ・クラボウ(株)、(株)クラボウ・マヌガル・テキスタイル、広州倉敷化工製品有限公司、広州倉福塑料有限公司は、当社の会計監査人以外の会計監査人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

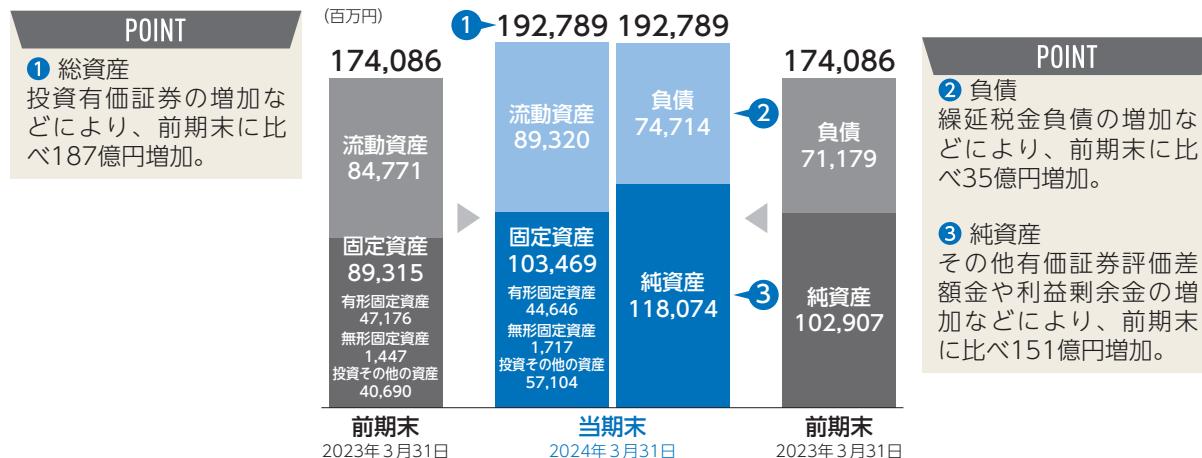
当社は、会計監査人について会社法第340条第1項各号に該当すると監査等委員会が判断した場合、会計監査人を解任する方針です。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行が不適当であると判断した場合、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、当社は、この決定に基づき、当該議案を株主総会に提出する方針です。

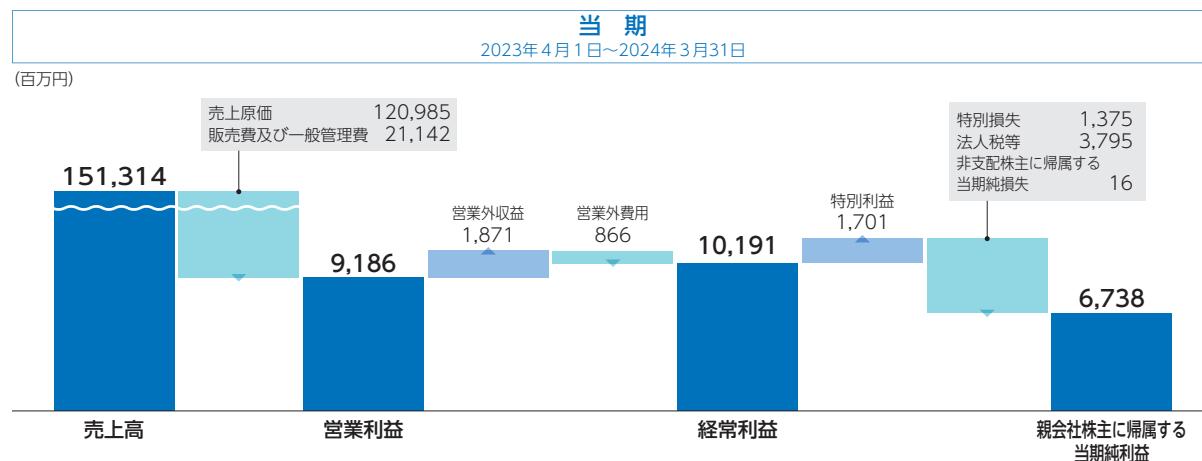
ご参考

連結計算書類等サマリー

連結貸借対照表の概要



連結損益計算書の概要



連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|----------------|--------------------|----------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 89,320 | 流動負債 | 44,055 |
| 現金及び預金 | 16,156 | 支払手形及び買掛金 | 18,598 |
| 受取手形、売掛金及び契約資産 | 32,432 | 電子記録債務 | 3,939 |
| 電子記録債権 | 7,664 | 短期借入金 | 9,331 |
| 商品及び製品 | 15,474 | リース債務 | 154 |
| 仕掛品 | 6,505 | 未払費用 | 2,901 |
| 原材料及び貯蔵品 | 7,732 | 未払法人税等 | 2,548 |
| その他 | 3,400 | 賞与引当金 | 1,444 |
| 貸倒引当金 | △47 | その他 | 5,138 |
| 固定資産 | 103,469 | 固定負債 | 30,659 |
| 有形固定資産 | 44,646 | 長期借入金 | 2,313 |
| 建物及び構築物 | 21,438 | リース債務 | 542 |
| 機械装置及び運搬具 | 9,655 | 繰延税金負債 | 9,269 |
| 土地 | 10,997 | 役員退職慰労引当金 | 213 |
| リース資産 | 693 | 株式報酬引当金 | 178 |
| 建設仮勘定 | 729 | 退職給付に係る負債 | 12,188 |
| その他 | 1,133 | 長期預り敷金保証金 | 5,665 |
| 無形固定資産 | 1,717 | その他 | 286 |
| 投資その他の資産 | 57,104 | 負債合計 | 74,714 |
| 投資有価証券 | 53,409 | (純資産の部) | |
| 繰延税金資産 | 1,634 | 株主資本 | 98,788 |
| 退職給付に係る資産 | 1,382 | 資本金 | 22,040 |
| その他 | 915 | 資本剰余金 | 15,237 |
| 貸倒引当金 | △238 | 利益剰余金 | 64,164 |
| | | 自己株式 | △2,654 |
| | | その他の包括利益累計額 | 18,061 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 25,054 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | 49 |
| | | 為替換算調整勘定 | △6,982 |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | △60 |
| | | 非支配株主持分 | 1,225 |
| | | 純資産合計 | 118,074 |
| 資産合計 | 192,789 | 負債・純資産合計 | 192,789 |

連結損益計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|------------------------|-------|---------------|
| 売上高 | | 151,314 |
| 売上原価 | | 120,985 |
| 売上総利益 | | 30,328 |
| 販売費及び一般管理費 | | 21,142 |
| 営業利益 | | 9,186 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息及び配当金 | 1,433 | |
| 持分法による投資利益 | 43 | |
| その他の | 395 | 1,871 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 363 | |
| その他の | 503 | 866 |
| 経常利益 | | 10,191 |
| 特別利益 | | |
| 投資有価証券売却益 | 1,602 | |
| 補助金収入 | 99 | 1,701 |
| 特別損失 | | |
| 減損損失 | 588 | |
| 関係会社株式売却損 | 530 | |
| 固定資産処分損 | 121 | |
| 固定資産圧縮損 | 99 | |
| 投資有価証券評価損 | 18 | |
| 投資有価証券売却損 | 15 | 1,375 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 10,517 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,906 | |
| 法人税等調整額 | △110 | 3,795 |
| 当期純利益 | | 6,721 |
| 非支配株主に帰属する当期純損失 | | 16 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 6,738 |

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|----------------|-----------------|----------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 50,686 | 流動負債 | 30,256 |
| 現金及び預金 | 7,693 | 電子記録債権 | 2,950 |
| 受取手形 | 691 | 買掛金 | 11,378 |
| 電子記録債権 | 6,591 | 短期借入金 | 9,238 |
| 売掛金 | 13,851 | リース負債 | 43 |
| 契約資産 | 186 | 未払金 | 1,034 |
| 商品及び製品 | 8,993 | 未払法人税等 | 1,629 |
| 仕掛品 | 3,163 | 未払法人的負債 | 1,678 |
| 原材料及び貯蔵品 | 3,282 | 前受り | 501 |
| 前渡金 | 65 | 前受り | 0 |
| 前払費用 | 162 | 賞与引当金 | 83 |
| 未収入金 | 1,508 | 賞与引当金 | 215 |
| その他の他金 | 4,520 | 設備関係電子記録債権 | 709 |
| 貸倒引当金 | △24 | その他 | 155 |
| 固定資産 | 101,268 | 固定負債 | 26,180 |
| 有形固定資産 | 27,086 | 長期借入金 | 1,580 |
| 建物 | 14,075 | リース負債 | 325 |
| 構築物 | 1,356 | 繰延税金負債 | 9,136 |
| 機械及び装置 | 4,073 | 退職給付引当金 | 9,334 |
| 車両運搬具 | 4 | 株式報酬引当金 | 178 |
| 工具、器具及び備品 | 648 | 資産除去債 | 57 |
| 土地 | 6,287 | 長期預り金の保証金 | 5,542 |
| リース資産 | 339 | その他 | 25 |
| 建設仮勘定 | 300 | 負債合計 | 56,436 |
| 無形固定資産 | 989 | (純資産の部) | |
| 借地権 | 8 | 株主資本 | 70,705 |
| ソフトウェア | 879 | 資本金 | 22,040 |
| その他 | 102 | 資本剰余金 | 15,255 |
| 投資その他の資産 | 73,192 | 利益剰余金 | 36,063 |
| 投資有価証券 | 51,543 | 利益準備金 | 4,090 |
| 関係会社株式 | 19,325 | 利益剰余金 | 31,973 |
| 出資金 | 0 | 配当準備積立基金 | 1,500 |
| 長期貸付金 | 0 | 従業員保証積立基金 | 330 |
| 前払年金費用 | 1,363 | 固定資産圧縮積立基金 | 3,187 |
| その他の他金 | 1,549 | 別途積立基金 | 14,000 |
| 貸倒引当金 | △590 | 繰越利益剰余金 | 12,956 |
| 資産合計 | 151,954 | 自己株式 | △2,654 |
| | | 評価・換算差額等 | 24,812 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 24,819 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | △7 |
| | | 純資産合計 | 95,518 |
| | | 負債・純資産合計 | 151,954 |

損益計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|-------------------------|-------|--------------|
| 売 上 高 | | 74,962 |
| 売 上 原 価 | | 59,101 |
| 売 上 総 利 益 | | 15,860 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 11,408 |
| 営 業 利 益 | | 4,452 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金 | 2,152 | |
| そ の 他 | 201 | 2,353 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 44 | |
| そ の 他 | 555 | 600 |
| 経 常 利 益 | | 6,205 |
| 特 別 利 益 | | |
| 関 係 会 社 株 式 売 却 益 | 2,014 | |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益 | 1,530 | 3,545 |
| 特 別 損 失 | | |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損 | 431 | |
| 固 定 資 産 処 分 損 | 121 | |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損 | 18 | |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 損 | 2 | 575 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 9,175 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 2,450 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △65 | 2,384 |
| 当 期 純 利 益 | | 6,791 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

倉敷紡績株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 松 浦 大
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 北 池 晃 一 郎
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、倉敷紡績株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、倉敷紡績株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

倉敷紡績株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 松 浦 大
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 北 池 晃 一 郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、倉敷紡績株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第216期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第216期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、重点監査項目及び職務の分担等に従い、内部監査部門その他の関係部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、常勤監査等委員が主要な子会社の監査役を兼務し、主要な子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月23日

倉敷紡績株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 岡田 治 ㊟

監査等委員 茂木 鉄平 ㊟

監査等委員 新川 大祐 ㊟

監査等委員 西村 元秀 ㊟

監査等委員 谷澤 実佐子 ㊟

(注) 監査等委員 茂木鉄平、新川大祐、西村元秀及び谷澤実佐子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 第216期剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する配当を企業の最重要課題の一つであるとの認識に立ち、継続的・安定的な利益還元を基本としております。配当決定に際しましては、収益状況、企業体質、配当性向等を総合的に勘案し、中・長期的な観点から決定していく方針であります。

上記の方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、業績動向等をふまえ、以下のとおり1株につき60円といたしたいと存じます。これにより、中間配当金40円を加えました当期の年間配当金は1株につき100円となり、前期の年間配当金より30円の増配となります。

期末配当金に関する事項

- ①配当財産の種類
金銭
- ②株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金60円 総額1,086,136,320円
- ③剰余金の配当が効力を生じる日
2024年6月26日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）全員（7名）が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、以下のとおりであります。

なお、取締役候補者の指名にあたりましては、任意の指名・報酬諮問委員会の答申をふまえた上で決定しております。

| 候補者 番号 | 氏名 | 現在の当社における地位および担当 | 取締役会 出席状況 |
|-----------|----------------------------------|--|-------------------|
| 1 | ふじ た はる や 藤田 晴哉 再任 | 代表取締役・取締役社長 | 15回／15回 (100%) |
| 2 | きた ばたけ あつし 北畠 篤 再任 | 代表取締役・取締役・専務執行役員 担当 繊維事業部長 | 15回／15回 (100%) |
| 3 | ば ば とし お 馬場 紀生 再任 | 代表取締役・取締役・専務執行役員 担当 化成品事業部長 | 15回／15回 (100%) |
| 4 | かわ の けん し 川野 憲志 再任 | 取締役・常務執行役員 担当 環境メカトロニクス事業部長 | 15回／15回 (100%) |
| 5 | にし がき しん じ 西垣 伸二 再任 | 取締役・常務執行役員 担当 化成品事業部 産業資材部長 | 12回／12回 (100%) |
| 6 | いな おか すすむ 稲岡 進 再任 | 取締役・執行役員 担当 企画室、人事部、施設環境部、知的財産部、技術研究所担当 | 15回／15回 (100%) |
| 7 | ふじ い ひろ し 藤井 裕詞 再任 | 取締役・執行役員 担当 経理部、システム部、総務部、不動産開発部担当 | 15回／15回 (100%) |

(注) 西垣伸二氏は、2023年6月29日開催の定時株主総会において新たに取締役に選任されたため、出席対象となる取締役会の回数が他の取締役候補者と異なっております。



候補者番号

1 ふじ た はる や
藤田 晴哉 (1958年7月26日生)

再任

所有する当社株式の数

17,700株

当社との特別の利害関係

なし

重要な兼職の状況

なし

取締役会出席状況

15回／15回

略歴（地位および担当）

1983年 4月 入社
2012年 6月 取締役・執行役員
2013年 6月 取締役・常務執行役員
2014年 6月 代表取締役・取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

藤田晴哉氏は、2012年6月に取締役に就任し、2014年6月からは代表取締役・取締役社長として優れた経営手腕を発揮し、企業価値の向上に貢献しております。今後も引き続き、取締役としてグループ全体の適切な経営を行い、企業価値の向上に寄与できる人材と判断したことから取締役候補者いたしました。



候補者番号

2 きた ばたけ あつし
北 島 篤 (1960年1月11日生)

再任

所有する当社株式の数

6,800株

当社との特別の利害関係

なし

重要な兼職の状況

なし

取締役会出席状況

15回／15回

略歴（地位および担当）

1982年 4月 入社
2006年 4月 繊維素材部長
2013年 6月 執行役員
2014年 6月 取締役・執行役員
2017年 6月 代表取締役・取締役・常務執行役員
2022年 6月 代表取締役・取締役・専務執行役員（現任）
（繊維事業部長）

取締役候補者とした理由

北島篤氏は、2014年6月に取締役に就任、2017年6月には代表取締役に就任し、繊維事業の担当取締役としての繊維事業全般に関する豊富な経験と知識を生かし、企業価値の向上に貢献しております。今後も引き続き、取締役としてグループ全体の適切な経営を行い、企業価値の向上に寄与できる人材と判断したことから取締役候補者いたしました。



候補者番号

3 ば ば とし お
馬場 紀生 (1959年6月9日生)

再任

所有する当社株式の数

6,400株

当社との特別の利害関係

なし

重要な兼職の状況

なし

取締役会出席状況

15回／15回

略歴 (地位および担当)

1982年 4月 入社
 2004年10月 産業資材部長
 2012年 6月 執行役員
 2014年 6月 取締役・執行役員
 2017年 6月 代表取締役・取締役・常務執行役員
 2022年 6月 代表取締役・取締役・専務執行役員 (現任)
 (化成事業部長)

取締役候補者とした理由

馬場紀生氏は、2014年6月に取締役に就任、2017年6月には代表取締役に就任し、化成事業の担当取締役としての化成事業全般に関する豊富な経験と知識を生かし、企業価値の向上に貢献しております。今後も引き続き、取締役としてグループ全体の適切な経営を行い、企業価値の向上に寄与できる人材と判断したことから取締役候補者となりました。



候補者番号

4 かわ の けん し
川野 憲志 (1962年3月19日生)

再任

所有する当社株式の数

6,200株

当社との特別の利害関係

なし

重要な兼職の状況

なし

取締役会出席状況

15回／15回

略歴 (地位および担当)

1985年 4月 入社
 2011年 4月 香港営業所長 兼 倉紡时装 (香港) 有限公司
 取締役社長
 2013年 9月 香港営業所長
 2014年 4月 企画室長付
 2014年 6月 執行役員
 2017年 6月 取締役・執行役員
 2020年 6月 取締役・常務執行役員 (現任)
 (環境メカトロニクス事業部長)

取締役候補者とした理由

川野憲志氏は、2017年6月に取締役に就任し、環境メカトロニクス事業の担当取締役としての環境メカトロニクス事業全般に関する豊富な経験と知識を生かし、企業価値の向上に貢献しております。今後も引き続き、取締役としてグループ全体の適切な経営を行い、企業価値の向上に寄与できる人材と判断したことから取締役候補者となりました。



候補者番号

5 にし がき しん じ
西垣 伸二 (1962年7月11日生)

再任

所有する当社株式の数

3,300株

当社との特別の利害関係

なし

重要な兼職の状況

なし

取締役会出席状況

12回／12回

略歴（地位および担当）

1986年 4月 入社
2014年 6月 産業資材部長（現任）
2018年 4月 産業資材部長 兼 熊本事業所長
2018年 6月 執行役員
2022年 6月 常務執行役員
2023年 6月 取締役・常務執行役員（現任）
（化成品事業部 産業資材部長）

取締役候補者とした理由

西垣伸二氏は、2023年6月に取締役に就任し、化成品事業全般、とりわけ当社の成長・注力事業である半導体製造装置向け高機能樹脂加工品の担当取締役として優れた経営手腕を発揮し、企業価値の向上に貢献しております。今後も引き続き、取締役としてグループ全体の適切な経営を行い、企業価値の向上に寄与できる人材と判断したことから取締役候補者といたしました。



候補者番号

6 いな おか すすむ
稲岡 進 (1960年6月3日生)

再任

所有する当社株式の数

7,100株

当社との特別の利害関係

なし

重要な兼職の状況

なし

取締役会出席状況

15回／15回

略歴（地位および担当）

1983年 4月 入社
2007年 5月 化成品業務部長
2010年 6月 常勤監査役
2014年 6月 取締役・執行役員（現任）
（企画室、人事部、施設環境部、知的財産部、技術研究所担当）

取締役候補者とした理由

稲岡進氏は、2014年6月に取締役に就任し、経営企画・人事・施設環境・知的財産部門および技術研究所の担当取締役としての経営企画、人事政策、知的財産戦略、研究開発等に関する豊富な経験と知識を生かし、企業価値の向上に貢献しております。今後も引き続き、取締役としてグループ全体の適切な経営を行い、企業価値の向上に寄与できる人材と判断したことから取締役候補者といたしました。



候補者番号

7 ふじ い ひろ し
藤井 裕詞

(1960年9月22日生)

再任

所有する当社株式の数

7,600株

当社との特別の利害関係

なし

重要な兼職の状況

なし

取締役会出席状況

15回／15回

略歴（地位および担当）

1983年 4月 入社
2011年 4月 経理部長
2013年 6月 執行役員
2016年 6月 取締役・執行役員（現任）
（経理部、システム部、総務部、不動産開発部担当）

取締役候補者とした理由

藤井裕詞氏は、2016年6月に取締役に就任し、経理・システム・総務部門および不動産事業の担当取締役としての財務経理、システム、法務・リスク管理、不動産の各業務に関する豊富な経験と知識を生かし、企業価値の向上に貢献しております。今後も引き続き、取締役としてグループ全体の適切な経営を行い、企業価値の向上に寄与できる人材と判断したことから取締役候補者といたしました。

（注）本議案における藤田晴哉、北島 篤、馬場紀生、川野憲志、西垣伸二、稲岡 進、藤井裕詞の7氏は、現在、いずれも当社の取締役であるところ、当社は、保険会社との間で、7氏が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者が取締役として行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が負担することとなる損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなっており、被保険者の保険料は当社が全額負担しております。本議案において7氏の再任が承認された場合は、7氏は引き続き当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は、2024年7月に同内容での更新を予定しております。

監査等委員会の意見

監査等委員会は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の選任および報酬について、指名・報酬諮問委員会に監査等委員全員が出席して意見を述べ、指名・報酬諮問委員会の取締役会への答申内容等について検討を行いました。

取締役の選任および報酬については、いずれも当社コーポレートガバナンス ガイドラインに沿って提案、議論の上決定されております。取締役の選任、報酬の決定手続きは適正であり、その内容は妥当であると判断します。

以上

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役 岡田 治、茂木鉄平、新川大祐、西村元秀の4氏が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

監査等委員である取締役候補者は、以下のとおりであります。

なお、監査等委員である取締役候補者の指名にあたりましては、任意の指名・報酬諮問委員会の答申をふまえた上で決定しております。また、本議案の本定時株主総会への提出に関しましては、監査等委員会からの同意を得ております。

| 候補者 番号 | 氏 名 | 現在の当社における地位および担当 | 取締役会 出席状況 | 監査等委員会 出席状況 |
|-----------|---|------------------|-------------------|-------------------|
| 1 | おか だ おさむ 岡田 治 再任 | 取締役（常勤監査等委員） | 15回／15回 (100%) | 13回／13回 (100%) |
| 2 | も ぎ てっ ぺい 茂木 鉄平 再任 社外 独立 | 社外取締役（監査等委員） | 15回／15回 (100%) | 13回／13回 (100%) |
| 3 | しん かわ だい すけ 新川 大祐 再任 社外 独立 | 社外取締役（監査等委員） | 15回／15回 (100%) | 13回／13回 (100%) |
| 4 | にし むら もと ひで 西村 元秀 再任 社外 独立 | 社外取締役（監査等委員） | 15回／15回 (100%) | 13回／13回 (100%) |



候補者番号

1 おかだ
岡田

おさむ
治

(1960年10月21日生)

再任

所有する当社株式の数

9,100株

当社との特別の利害関係

なし

取締役会出席状況

15回／15回

監査等委員会出席状況

13回／13回

重要な兼職の状況

なし

略歴（地位および担当）

1984年 4月 入社
2010年 6月 人事部長
2012年 6月 執行役員
2016年 6月 取締役（常勤監査等委員）（現任）

取締役（監査等委員）候補者とした理由

岡田治氏は、2016年6月に取締役（常勤監査等委員）に就任し、常勤監査等委員として、内部監査部門と連携し監査の実効性を高めるとともに、取締役の職務の執行を適正に監査、監督しております。今後も引き続き、取締役（監査等委員）としての職務を適切に遂行できる人材と判断したことから、取締役（監査等委員）候補者といたしました。



候補者番号

2 もぎ てっ ぺい
茂木 鉄平

(1958年10月17日生)

再任

社外

独立

所有する当社株式の数

0株

当社との特別の利害関係

なし

取締役会出席状況

15回／15回

監査等委員会出席状況

13回／13回

重要な兼職の状況

(株)ニイタカ 社外取締役 (監査等委員)
公益社団法人日本仲裁人協会 常務理事
弁護士法人大江橋法律事務所 代表社員
大江橋法律事務所 パートナー

略歴 (地位および担当)

- 1989年 4月 弁護士登録 (大阪弁護士会)
大江橋法律事務所 入所
- 1992年 7月 クリアリー ゴットリーブ スティーン
& ハミルトン法律事務所
(Cleary, Gottlieb, Steen & Hamilton LLP)
ブラッセル・オフィス勤務
- 1993年 1月 デ ブラウ ブラックストーン ウエスト
ブロウク公証人・弁護士事務所
(De Brauw Blackstone Westbroek)
ロツテルダム・オフィス勤務
- 1994年 4月 大江橋法律事務所 パートナー (現任)
- 2002年 8月 弁護士法人大江橋法律事務所 社員
- 2004年 4月 関西学院大学ロースクール (法科大学院)
教授
- 2010年 4月 関西学院大学ロースクール (法科大学院)
非常勤講師
- 2014年 8月 (株)ニイタカ 社外監査役
- 2015年 6月 当社 監査役
- 2015年 8月 (株)ニイタカ 社外取締役 (監査等委員) (現任)
- 2016年 6月 当社 取締役 (監査等委員) (現任)
- 2022年 3月 公益社団法人日本仲裁人協会 常務理事 (現任)
- 2023年 2月 弁護士法人大江橋法律事務所 代表社員 (現任)

社外取締役 (監査等委員) 候補者とした理由

茂木鉄平氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として長年にわたり企業法務に携わった経験を持たれており、今後も引き続き、社外取締役 (監査等委員) として客観的かつ独立した立場から取締役の職務の執行を適正に監査、監督していただくことができると考え、社外取締役 (監査等委員) 候補者いたしました。

社外取締役候補者に期待する役割

- ・ 企業価値向上のため積極的な事業運営を行うことに関する取締役会での意思決定等について、弁護士として長年にわたり企業法務に携わっている経験を生かし、経営陣から独立した客観的な立場から取締役、執行役員等の職務を監査、監督すること。
- ・ 指名・報酬諮問委員会の委員として、役員の指名、報酬の決定に関する客観性・透明性の確保、説明責任の強化に貢献すること。

独立性に関する事項

茂木鉄平氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」の要件を満たしており、また東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員要件も満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断しております。なお、同氏が代表社員である弁護士法人大江橋法律事務所およびパートナーを務める大江橋法律事務所と当社との間で顧問契約は締結しておりません。当社は、個別案件について、同事務所の有する専門的知見に基づきアドバイスを受けることがありますが、当社の担当は同氏以外の弁護士であり、また、同事務所が受ける総報酬額に対する当社の過去3事業年度の平均支払額につきましては、同事務所の各年度における年間受取報酬総額の0.1%未満であり、当社の「社外取締役の独立性に関する基準」に定める年間受取報酬総額の2%を超えないことから、同氏の独立性に影響を与えるものではありません。



候補者番号

3 しん かわ だい すけ
新川 大祐

(1964年4月28日生)

再任

社外

独立

所有する当社株式の数

0株

当社との特別の利害関係

なし

取締役会出席状況

15回／15回

監査等委員会出席状況

13回／13回

重要な兼職の状況

(株)島精機製作所 社外取締役 (監査等委員)
北斗税理士法人 代表社員

略歴 (地位および担当)

1991年 5月 公認会計士登録
1991年 8月 税理士登録
2002年 4月 北斗税理士法人 設立
 北斗税理士法人 社員
2003年 1月 北斗税理士法人 代表社員 (現任)
2012年 6月 (株)島精機製作所 社外監査役
2016年 6月 当社 取締役 (監査等委員) (現任)
2020年 6月 (株)島精機製作所 社外取締役
 (監査等委員) (現任)

社外取締役 (監査等委員) 候補者とした理由

新川大祐氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、公認会計士として豊富な経験と高い会計的知見を有しており、今後も引き続き、社外取締役 (監査等委員) として客観的かつ独立した立場から取締役の職務の執行を適正に監査、監督していただくことができると考え、社外取締役 (監査等委員) 候補者となりました。

社外取締役候補者に期待する役割

- ・ 企業価値向上のため積極的な事業運営を行うことに関する取締役会での意思決定等について、公認会計士としての豊富な経験、高い会計的知見を生かし、経営陣から独立した客観的な立場から取締役、執行役員等の職務を監査、監督すること。
- ・ 指名・報酬諮問委員会の委員として、役員の指名、報酬の決定に関する客観性・透明性の確保、説明責任の強化に貢献すること。

独立性に関する事項

新川大祐氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」の要件を満たしており、また東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員要件も満たしており、一般株主と利益相反が生じることのない社外取締役であると判断しております。



候補者番号

4 にしむらもとひで
西村元秀

(1955年7月6日生)

再任

社外

独立

所有する当社株式の数

0株

当社との特別の利害関係

なし

取締役会出席状況

15回／15回

監査等委員会出席状況

13回／13回

重要な兼職の状況

泉州電業(株) 代表取締役社長

略歴（地位および担当）

- 1978年 4月 岡三証券(株) 入社
- 1995年 8月 泉州電業(株) 顧問
- 1996年 1月 同社 取締役
営業副本部長 兼 国際部長
- 1997年 1月 同社 常務取締役
管理副本部長 兼 管理部長
- 1998年 1月 同社 専務取締役
営業本部長 兼 営業管理部長
- 2000年 1月 同社 代表取締役社長（現任）
- 2018年 6月 当社 取締役（監査等委員）（現任）

社外取締役（監査等委員）候補者とした理由

西村元秀氏は、長年にわたり経営に携わった経験を持たれており、今後も引き続き、社外取締役（監査等委員）として客観的かつ独立した立場から取締役の職務の執行を適正に監査、監督していただくことができると考え、社外取締役（監査等委員）候補者としたしました。

社外取締役候補者に期待する役割

- ・企業価値向上のため積極的な事業運営を行うことに関する取締役会での意思決定等について、長年にわたり企業経営に携わっている経験を生かし、経営陣から独立した客観的な立場から取締役、執行役員等の職務を監査、監督すること。
- ・指名・報酬諮問委員会の委員として、役員への指名、報酬の決定に関する客観性・透明性の確保、説明責任の強化に貢献すること。

独立性に関する事項

西村元秀氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」の要件を満たしており、また東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員要件も満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断しております。

(注) ①社外取締役に関する事項

ア. 茂木鉄平氏、新川大祐氏および西村元秀氏は社外取締役候補者であります。

茂木鉄平、新川大祐、西村元秀の3氏の再任が承認された場合には、引き続き、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。なお、「社外取締役の独立性に関する基準」につきましては、株主総会参考書類に掲載しております。

イ. 茂木鉄平、新川大祐、西村元秀の3氏は、現在、当社の社外取締役（監査等委員）であります。その在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、それぞれ以下のとおりであります。

茂木鉄平氏 8年

新川大祐氏 8年

西村元秀氏 6年

②非業務執行取締役（社外取締役）との責任限定契約について

当社は、現在、社外取締役 茂木鉄平、新川大祐、西村元秀の3氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としており、3氏の再任が承認された場合は、3氏との間で当該契約を継続する予定であります。

③役員等賠償責任保険契約について

本議案における岡田 治、茂木鉄平、新川大祐、西村元秀の4氏は、現在、いずれも当社の監査等委員である取締役であるところ、当社は、保険会社との間で、4氏が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者が取締役として行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が負担することとなる損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなっており、被保険者の保険料は当社が全額負担しております。本議案において4氏の再任が承認された場合は、4氏は引き続き当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は、2024年7月に同内容での更新を予定しております。

社外取締役の独立性に関する基準（ご参考）

当社は、コーポレートガバナンスの強化にとって必要な客観性および透明性を確保するための社外取締役^[i]の独立性に関する基準を以下のとおり定める。社外取締役が次に掲げる項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないと判断するものとする。

1. 当社およびその連結子会社（以下、総称して「当社グループ」という。）の業務執行者^[ii]
2. 当社の現在の主要株主^[iii]（主要株主が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する業務執行者）
3. 当社グループが大口出資者（総議決権の10%以上の議決権を直接、または間接的に保有している者）となっている法人の業務執行者
4. 当社グループの主要な取引先^[iv]またはその業務執行者
5. 当社グループを主要な取引先とする者^[v]またはその業務執行者
6. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
7. 当社の主幹事証券会社の業務執行者
8. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産^[vi]を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法律事務所、監査法人、コンサルティングファーム等の法人、組合等の団体の場合は、当該団体に所属する者）
9. 当社グループから多額の寄付^[vii]を受けている者（当該多額の寄付を受けている者が法人、組合等の団体の場合は、当該団体に所属する者）
10. 近親者^[viii]が上記1から9までのいずれかに該当する者（ただし、上記1以外は、重要な者^[ix]に限る。）
11. 過去3年間において、上記2から9のいずれかに該当していた者。なお、上記1については、過去10年間において該当していた者とする。
12. その他、一般株主との利益相反が生じるおそれがあり、独立した社外取締役として職務をはたせないと合理的に判断される事情を有している者

以上

- [i] 「社外取締役」とは、会社法第2条第15号に定める社外取締役をいう。
- [ii] 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者および使用人をいう。
- [iii] 「主要株主」とは、当社の直近の事業年度末において、自己または他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主をいう。
- [iv] 「主要な取引先」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 当社グループが製品等を提供している取引先であって、当該取引先との取引額が当社の直近に終了した過去4事業年度のいずれかにおいて、その事業年度における当社の連結売上高の2%を超える者
 - (2) 当社グループが借入れをしている金融機関であって、当該金融機関の借入金残高が当社の直近事業年度末において、当社の連結総資産の2%を超える者
- [v] 「当社グループを主要な取引先とする者」とは、当社グループに対して、製品等を提供している取引先であって、当社グループとの取引額が当該取引先の直近に終了した過去4事業年度のいずれかにおいて、その事業年度における当該取引先の連結売上高の2%を超える者をいう。
- [vi] 「多額の金銭その他の財産」とは、次に掲げるときをいう。
 - (1) 当該専門家が個人の場合は、当社グループから受け取った役員報酬を除く当該財産の合計額が、当社の直近に終了した過去3事業年度の平均で、年間1,000万円を超えるとき
 - (2) 当該専門家が法人、組合等の団体の場合は、当社グループから受け取った当該財産の合計額が、当社の直近に終了した過去3事業年度の平均で、当該団体の年間総収入額の2%を超えるとき
- [vii] 「多額の寄付」とは、当社グループから、当社の直近に終了した過去3事業年度の平均で、年間1,000万円を超える寄付を受けている場合をいう。
- [viii] 「近親者」とは、配偶者、2親等以内の親族をいう。
- [ix] 「重要な者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員および部長職以上の上級管理職にあたる使用人をいう。

当社の取締役のスキル・マトリックス（ご参考）

第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会終了後の当社の取締役の構成、その有する専門性および経験は以下のとおりとなります。

| 氏名 | 属性 | 性別 | 取締役が有する専門性および経験 | | | | | | | | |
|-------------|---------------------|------|-----------------|----|------------|-------|----------|-----|------------|------|---|
| | | | 企業経営 | 人事 | 営業・マーケティング | 財務・会計 | 法務・リスク管理 | ESG | 製造・研究・技術開発 | 国際経験 | |
| 取締役 | ふじ た はる や 藤田晴哉 | 社内 | 男性 | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | にし がき しん じ 西垣伸二 | 社内 | 男性 | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | |
| | きた ばたけ あつし 北畠篤 | 社内 | 男性 | ○ | | ○ | | | ○ | | |
| | ば ば とし お 馬場紀生 | 社内 | 男性 | ○ | | ○ | | | ○ | | |
| | かわ の けん し 川野憲志 | 社内 | 男性 | ○ | | ○ | | | ○ | ○ | ○ |
| | いな おか すずむ 稲岡進 | 社内 | 男性 | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | |
| | ふじ い ひろ し 藤井裕詞 | 社内 | 男性 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| 監査等委員である取締役 | おか だ おさむ 岡田治 | 社内 | 男性 | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| | も ぎ てつ ぺい 茂木鉄平 | 社外独立 | 男性 | | | | | ○ | ○ | | ○ |
| | しん かわ だい すけ 新川大祐 | 社外独立 | 男性 | | | | ○ | ○ | ○ | | |
| | にし むら ちと ひで 西村元秀 | 社外独立 | 男性 | ○ | | ○ | | | ○ | | ○ |
| | たにざわ み さ こ 谷澤実佐子 | 社外独立 | 女性 | | | | ○ | ○ | ○ | | |

※①上記一覧表は、各取締役の有する専門性および経験のうち主なものを記載しております。すべての専門性および経験を表すものではありません。

②独立…当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」の要件および東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員の要件を満たす独立社外取締役

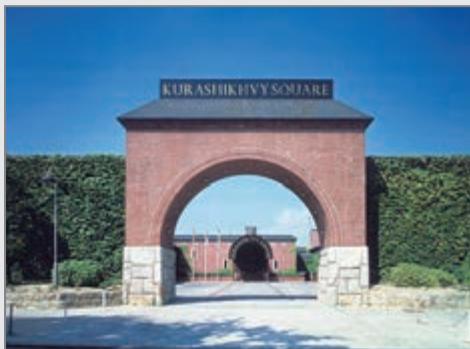
株主総会会場ご案内略図

開催場所

岡山県倉敷市本町7番2号

倉敷アイビースクエア

ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙をご持参ください。



電車の場合



J R 西日本山陽本線
倉敷駅
南口より徒歩約15分

お車の場合



敷地内に駐車場がございますが、台数に限りがございますので、公共交通機関をご利用くださいようお願い申し上げます。
敷地内駐車場に限り、駐車券をお渡しさせていただきます。他の有料駐車場をご利用の場合は、株主様のご負担をお願いいたします。

<株主懇親会等の再開に関するお知らせ>

株主総会開会前のドリンク類などのご提供および株主総会終了後の株主懇親会を、本年より再開することといたしました。株主の皆様におかれましては、是非ご参加いただきますようお願い申し上げます。

NAVITIME

出発地から株主総会会場までスマートフォンがご案内します。右図を読み取りください。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。